

日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本労働組合総連合会
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

御中

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

マイナ保険証の利用促進に向けた事業主等における取組への御協力をお願いについて

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、本年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされています。

マイナ保険証は我が国の医療DXの基盤として、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものです。マイナ保険証を利用することで、医療機関・薬局において患者の直近の資格情報等の確認ができるとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を患者に受けていただくことが可能となります。

こうした社会を実現するため、国が先頭に立ち、医療機関・薬局、医療保険者等、経済界等が一丸となってマイナ保険証の更なる利用促進を図る一環として、事業主の皆様には御協力いただきたい点について整理しましたので、下記の内容について関係者、関係団体等に周知いただくとともに、積極的な取組をお願いいたします。

記

1. 事業主による従業員等への働きかけについて

マイナ保険証の利用率は現役世代において相対的に低くなっており、その要因として、マイナンバーカードの保有率が低いことや、マイナンバーカードを携行する習慣がないことが考えられます。マイナ保険証の利用促進のため、医療機関・薬局等や保険者による呼びかけを行っているところであり、事業主の皆様におかれても、従業員やその家族等に対し、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証の利用について呼びかけていただくようお願いいたします。

具体的な取組の例については、別添 1 を御参照ください。

2. 内定者の個人番号の取得及び資格取得届等の速やかな提出について

新規採用・転職等による資格異動後にマイナ保険証を利用するためには、保険者による中間サーバーへの加入者情報の登録（以下「データ登録」という。）が必要となりますが、そのためには、事業主から保険者へ、当該者の個人番号等の記載された資格取得届及び被扶養者届（以下「資格取得届等」という。）を提出いただくことが必要となります。

マイナ保険証の利用促進のためには、入社後の健康保険証の交付時までにデータ登録を完了させておき、健康保険証の交付時に事業主からマイナ保険証の利用勧奨を行っていただくことが効果的と考えられます。

このため、特に令和6年4月の新規採用予定者について、採用内定段階から個人番号の提出を求め、入社日前に資格取得届等の作成を行うなど、速やかな資格取得届等の提出に努めていただきますようお願いいたします。

採用内定段階での個人番号の提出依頼（別添2）、健康保険証の交付時のマイナ保険証の利用勧奨（別添3）について、それぞれチラシを作成しましたので、御活用ください。

なお、内定者について、確実に雇用されることが予想される場合等に入社日を待たずして個人番号の提出を求めることが可能である点については、「内定者の個人番号の取得及び資格取得届等の速やかな提出について」（令和5年3月1日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）（別添4）にてお示ししているところです。

事業主による従業員・家族等への マイナ保険証の利用促進の働きかけの例

<経営層による取組>

- ・ 経営トップによる従業員へのマイナ保険証利用の呼びかけ
- ・ 経営幹部によるマイナ保険証の利用経験談・実感したメリット等を紹介する従業員向けメールやビデオメッセージの配信
- ・ マイナンバーカードと入館証(社員証)の一体化

<それぞれの職場・部署での取組>

- ・ 朝礼やメール等による各部署内での意識共有
- ・ 社内でのチラシ等の掲示、リーフレット等の配布
- ・ マイナ保険証のメリットについての社内周知イベントの実施

<従業員を通じた取組>

- ・ 従業員に対する、家族(被扶養者等)への呼びかけの依頼

この春入社を控えている
内定者のみなさまへ



入社前にマイナンバーの提出をお願いします

入社後、早期にマイナ保険証が利用可能となります

- ◆ 通常、入社後、健康保険証が発行されるまでには一定の手続き期間が必要です。
- ◆ マイナ保険証は、入社前に事業主へマイナンバーを提出いただくことで、入社後、早期に医療機関で使えるようになります。
- ◆ 前もって利用の手続きを進めるために、マイナンバーの情報が必要となりますので、お早めの提出をお願いします。

マイナ保険証とは

- ◆ マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ◆ 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ◆ マイナ保険証は、過去のお薬情報や健康診断の結果に基づくより良い医療を受けられ、また、これまでの保険証に比べ自己負担も低くなります。医療機関の受診の際は、ぜひ積極的にご利用ください。



提出いただいたマイナンバーの流れ



提出された個人番号は、事業主から健保組合に提出され、オンライン資格確認システムに登録されます。内定段階でマイナンバーを提出することで、登録手続きを前もって進めることができます。(事業主が内定者からマイナンバーを収集することは認められています。)

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



株式会社〇〇〇〇

マイナ保険証をご利用ください



- 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります -

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



* 災害時でもオンライン資格確認により、お薬情報等の閲覧が可能です。

3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

